

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容 根拠法令及び条項		学校施設及び設備の学校教育の目的外利用許可 新座市立小、中学校管理規則第31条 第31条第1項 学校の施設又は設備の学校教育の目的以外の利用については、法令の定めるところに従い、校長が許可する。ただし、長期にわたり、又は異例の利用と認められる場合は、あらかじめ、教育委員会の指示を受けなければならない。
所管部課係名		各学校長 取りまとめ教育総務課総務係
審査基準	関係条項	新座市立小、中学校施設設備の学校教育目的以外の使用に関する規程 第2条 校長は、次の各号の一に該当する場合は学校の施設設備の目的外使用を許可することができる。 (1) 社会教育法により社会教育に利用する場合 (2) スポーツ振興法によりスポーツ振興に利用する場合 (3) 公職選挙法に基く演説会、投開票に利用する場合 (4) 非常災害に利用する場合 (5) 法令に基づき、又は教育委員会が利用する場合
	基準 (未設定の場合はその理由)	申請に対する処分No.18新座市立小、中学校施設設備の学校教育目的以外の使用に関する規程第2条「学校の施設設備の目的外使用許可」に同じ
	参考事項	
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)